

松江市 報道機関配布資料

令和8年7月17日

取り扱い注意	
解禁日時	7月27日（月）18：00 （市審議会終了後）

件名

「大庭向山古墳」の松江市指定文化財の指定について

内容

7月27日（月）に開催予定の松江市文化財保護審議会において、「大庭向山古墳」を松江市指定文化財に指定すべきと松江市長に答申される予定です。

詳細は、別紙のとおりです。

【問い合わせ】

文化スポーツ部 文化財課

担当：藤井、山根

電話：55-5520

（大庭向山古墳の内容について）

文化スポーツ部 史料・埋蔵文化財課

担当：川上、曾田

電話：55-5292

【取り扱い注意】

解禁日時: 7月27日(月) 18:00

別紙

松江市指定文化財の指定について

7月27日(月)に開催される松江市文化財保護審議会(会長 佐藤^{さとう} 信^{まこと})において、以下の文化財を松江市指定文化財に指定すべきと答申される予定です。

概要は以下のとおりです。

別紙に掲載する画像データをご入用の際は、松江市文化スポーツ部文化財課(bunkazai@city.matsue.lg.jp)までご連絡ください。

種 別: 記念物(史跡)

名 称: 大庭向山古墳^(注1)

員 数: 一所

所 有 者: 個人(複数)

所 在 地: 古志原六丁目1592番18、1786番2、1786番8、1786番10、1786番11

指定面積: 1306.79 m²

指定基準: 4 記念物 (1) 史跡 (7) 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡

1. 概要

大庭向山古墳は、松江市南郊、八雲立つ風土記の丘地内北端に位置する約57mの前方後方墳である。昭和45年に発見され、平成6年から9年にかけて発掘調査が実施された。古墳時代後期から終末期にあたる6世紀末から7世紀初頭の築造である。墳丘には埴輪ではなく出雲型子持壺と呼ばれる墓専用の装飾付須恵器が並べられていた。埋葬施設は出雲東部を中心に分布する出雲型石棺式石室である。墳丘形態、外表施設、埋葬施設のいずれもが当該期の出雲東部に顕著な地域色を備える一方で、大刀や馬具等、列島内広域流通品が副葬されていた。

古墳の約250m東に広がる馬橋川中流域のやや広い低地には、この時期の出雲東部最高首長の墓域と考えられている山代・大庭古墳群が存在している。大庭向山古墳はこの低地を見下ろす位置にあり、山代・大庭古墳群の一角をなしている。

国家形成期の在地首長のあり様が、地域社会内部と列島規模の広域的関係との両側面から検討できる良好な資料となっている。

2. 指定理由

(1) 立 地

大庭向山古墳は、松江市南郊、八雲立つ風土記の丘地内北端の東西にのびる丘陵南斜面に立地する。丘陵南麓を流れる馬橋川は、約250m下流で支流と合流して北へ流れを変えるが、この場所は周辺の小谷が集まりやや広い低地を形成している。古墳時代後期から終末期にかけての出雲東部最高首長の墓域と考えられている山代・大庭古墳群は、大庭鶏塚古墳、山代二子塚古墳、山代方墳、山代原古墳の4基からなり、まさにこの低地周辺に立地している。なかでも古墳群形成の契機となった大庭鶏塚古墳と、これに続く出雲地域最大規模の山代二子塚古墳は、南側、東側から低地へのびる台地

の突端に築かれている。大庭向山古墳はここから西へやや奥まって存在するが、大庭鶏塚古墳、山代二子塚古墳と並んでこの低地を囲むように立地する。山代方墳は大庭向山古墳に続く時期の古墳で、大庭向山古墳とは反対に東へやや奥まって立地する。このような大庭向山古墳の立地は、山代・大庭古墳群との有機的な関係性を想起させる。

大庭向山古墳は、現在では古志原六丁目となり、古墳北側の丘陵以北と一連の住所表示となっているが、近年までは古墳の所在する丘陵斜面から南へ広がる大庭町の一部であった。まさに大庭鶏塚古墳とともに大庭古墳群の一角をなす古墳である。

(2) 時期と墳丘形態

石室前庭部床面で出土した初葬段階の須恵器が、出雲地域の須恵器編年で4期に位置付けられることから、古墳時代後期から終末期にあたる6世紀末から7世紀初頭に築造されたと考えられる。

発掘調査報告書では2基の方墳（向山1号墳・2号墳）とされたが、近年の再検討により、約57mの前方後方墳であることが判明した。前方後方墳の北側丘陵斜面（墳丘の後背）は、主軸に沿って壮大なコ字形の屏風状の丘陵整形面を有する。古墳には墳丘形態と規模による序列があると考えられており、前方後円墳がその最上位に位置づけられている。前方後方墳はそれに次ぐ位置付けで、全国的には古墳時代前期に築造される形態であり、古墳時代中期以降にはほとんど築造されない。一方、出雲東部では古墳時代後期においても出雲東部最高首長の墓とされる山代二子塚古墳に前方後方墳が採用され、終末期にかけて複数の前方後方墳が築造されている。当該期の出雲東部は、ヤマト政権を中心とした古墳時代社会のなかで自立性をもった地域であったと考えられる。大庭向山古墳も前方後方墳が選択されており、出雲地域の強い独自性を体現した古墳と言える。また、続く前方後方墳が存在しないため、出雲地域で最後の前方後方墳と位置づけることができる。

(3) 外表施設

発掘調査により、墳丘各所に設定された調査区から出雲型子持壺が大量に出土した。このことから、墳丘には埴輪ではなく出雲型子持壺が並べられていたと考えられる。

出雲型子持壺は、主に山代東部の限られた古墳や横穴墓で出土する墓専用の装飾付須恵器である。親壺と呼ばれる主要部分に底部はなく、親壺に付属する子壺も基本的には底部が穿孔されており、容器としての用をなさない仮器である。形態的にも機能的にも他地域の装飾付須恵器とは一線を画す特殊品と評価される。山代二子塚古墳以降、特に山代東部独自の古墳祭祀に組み込まれた祭器と考えられる。大庭向山古墳の出雲型子持壺は、そのなかでも定型化段階のもので、形骸化・粗雑化する前の典型的な出雲型子持壺である。

(4) 埋葬施設

埋葬施設は後方部に構築された出雲型石棺式石室で、南へ開口している。出雲型石棺式石室（以下、石棺式石室）は家形石棺が石室化した横穴式石室で、山代東部の首長墳を中心に採用される地域独自の石室である。玄室と羨道、前庭部からなり、①剝抜玄門をもつこと、②切石を使用すること、③4壁・天井、床石に一枚石を指向すること、④前壁と奥壁で側壁を挟む石材の組み合わせであること、の4点を満たすもの

と定義されている。大庭向山古墳の石室はこの全てを備え、石棺式石室のなかでも定型化した段階のものである。冑状の陽刻を施した板石の玄門閉塞石が羨道部側壁に立てかけられていた。羨門も天井石の割り込みに合わせて木板や石で塞がれていたと考えられ、玄門と羨門とで二重に閉塞されている。

石棺は板石が玄室西壁に沿って組み込まれた石屋形状を呈する。玄室床との境界にあたる仕切り石には浅いU字形の割り込みが施されている。こういった特徴にも、出雲東部の地域色が強く顕れている。

(5) 葬送儀礼

発掘調査により、墳丘と石棺式石室の築造過程が判明している。石室背面側では、墳丘盛土の下から土師器埴と碧玉が出土し、築造前の祭祀の一端が明らかとなった。また、石室を構築する際の一次墳丘と石室構築後の二次墳丘の違いも識別されており、二次墳丘で石室が覆われる前に、家形に加工された天井石が見える状態で前庭部での祭祀が行われた可能性がある。前庭部では、28点の須恵器のほとんどが床面にて原位置を保ち、ほぼ完形で出土している。木質の付着した鉄釘も4点出土しており、木製の台を用いた墓前祭祀に使用されたと考えられている。

前庭部から石室にかけての土層の詳細な検討から、この石室が未盗掘であることも判明した。それにもかかわらず、石室内には副葬品が残されておらず、その残片が玄室や羨道、前庭部で出土したのみである。これは埋葬後に石室や前庭部を埋めて墳丘を完成させた後に、前庭部を掘り返して石室内へ侵入し、副葬品を回収、掃除したためと考えられている。初めの侵入時に玄門閉塞石が外されて傍に立てかけられており、盗掘行為で通常みられるような石室石材の破壊は認められない。侵入行為はその後とも計3回にわたり繰り返されるが、いずれの侵入時にも侵入行為の後には改めて閉塞し直している。

出雲西部における未盗掘の首長墳である国富中村古墳でも2回の侵入行為により副葬品が毀損、再配置されているが、副葬品は石室に残されている。出雲東部において大庭向山古墳のような副葬品の回収がどの程度実施されていたのかは定かでないが、西部との葬送儀礼の相違が指摘できる事例である。

(6) 副葬品

副葬品には、鉄鏃、銚の石突と銅地銀張の飾金具、銀製弓金具、銀装の大刀吊金具、銀装の馬具、琥珀製の玉等がある。いずれも玄室や羨道、前庭部から破片となって出土した。完形に復元できる金属製品はなく、埋葬後の侵入行為により回収されたと考えられている。

この時期の列島に広域に分布する大刀や馬具といった広域流通品が副葬されていたことから、大庭向山古墳の被葬者は、ヤマト政権の王族や有力豪族と関係をもつ人物であったと考えられる。

(7) 総合評価

大庭向山古墳は、発掘調査により多くの詳細な情報が判明した貴重な古墳である。出雲4期の古墳としては出雲地域最大規模の前方後方墳で、墳丘には出雲型子持壺を並べ、石棺式石室と石屋形状の横口式石棺を埋葬施設としている。墳形、外表施設、埋葬施設のいずれにも、出雲東部の強い地域色が認められる。この時期の出雲東部で

は、山代二子塚古墳を契機として定型化が進んだ地域色の強い墓制が、限られた首長の間で共有された。なかでも大庭向山古墳は多くの要素を兼ね備えた、出雲東部の典型的な首長墳となっている。一方で、副葬品にはヤマト政権や中央の有力豪族とのつながりも認められる。また、立地からは出雲東部最高首長の墓域とされる山代・大庭古墳群の一角をなすと考えられ、この時期の出雲東部のなかでも特に有力な被葬者像が想定される古墳である。

従来、出雲東部最高首長の系譜を考えるうえで、6世紀中葉～後半の山代二子塚古墳と7世紀前葉の山代方墳との間が長期に及ぶことが懸案事項となっていた。そのなかで大庭向山古墳はその間をつなぐ時期の最大規模の前方後方墳であり、この最高首長の系譜に連なる可能性が高い。

また、前方後方墳は大庭向山古墳を最後に出雲地域でも終焉を迎える。続く山代方墳は近畿地方の王族や豪族の墓制の影響を受け大型方墳を採用している。大庭向山古墳は、在地社会が墳丘形態の選択に自立性を発揮させる最終段階の前方後方墳である。

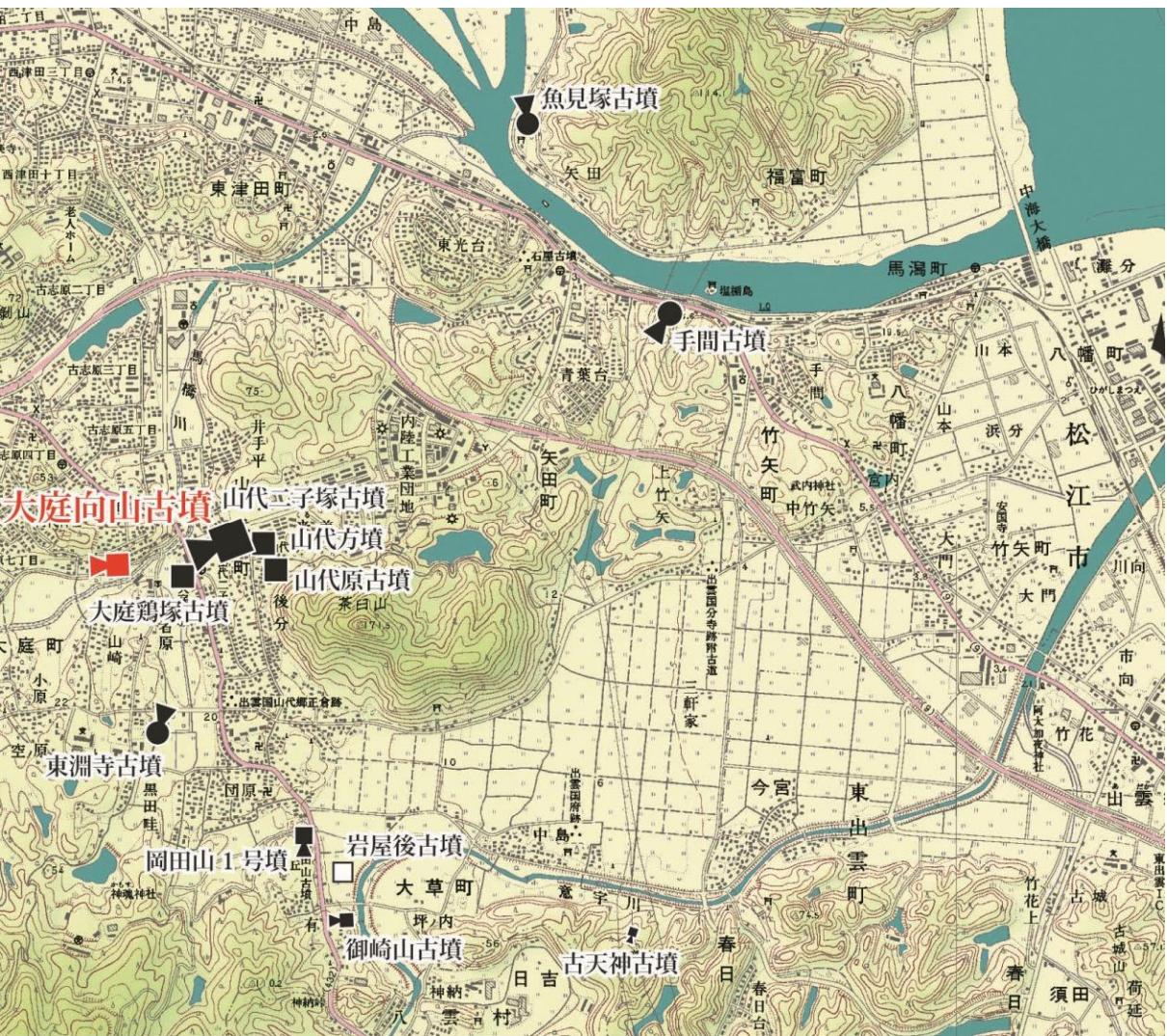
以上のことから、大庭向山古墳は、古墳時代後期から終末期にかけての在地社会の内部構造とともに、古代国家形成過程のなかでの地域社会の位置づけを考えるうえでも極めて学術的価値の高い遺跡である。よって市の指定文化財として保存を図るものである。

3. その他

近隣で開発が進展しており、石室の保存状態も良好ではないため、緊急に保護を要する古墳である。したがって、この度、土地所有者の同意を得た部分から先行して指定するものである。前方部および後方部の一部は今回の指定範囲に含まれておらず、今後保護を要する。

(注1) 現在の古墳所在地は古志原六丁目とされているが、それ以前は大庭地内に属していたこと、そして大庭・山代古墳群と密なる関係性にあると考えられることから名称は「大庭向山古墳」とした。

大庭向山古墳



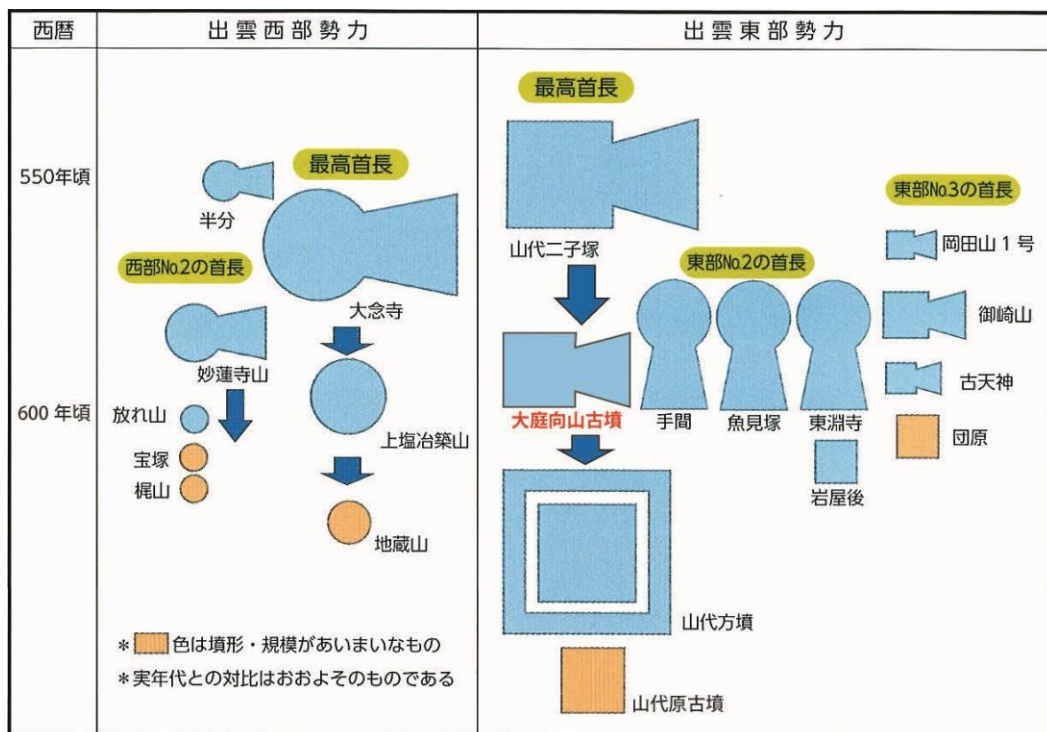
大庭向山古墳の立地



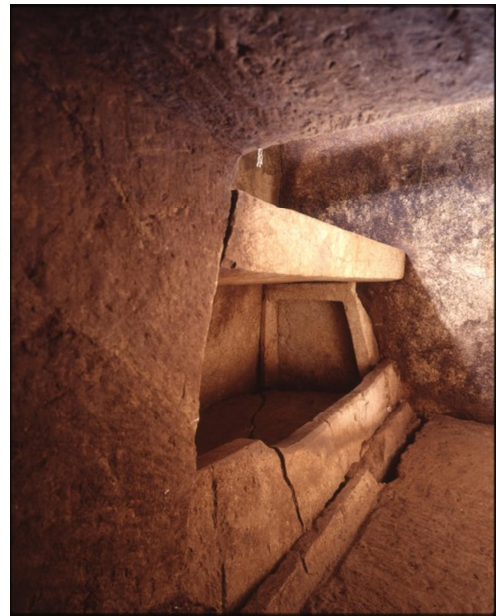
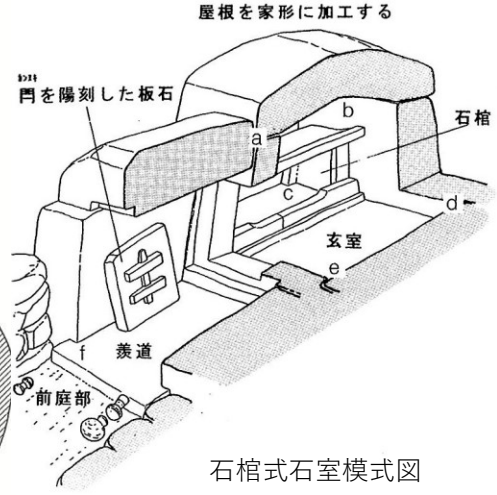
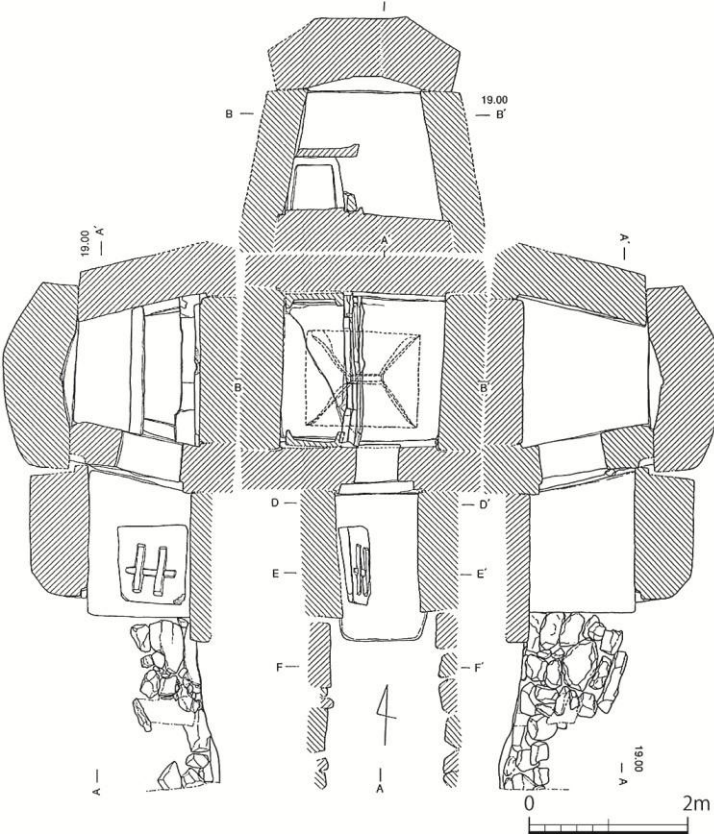
山代・大庭古墳群と大庭向山古墳



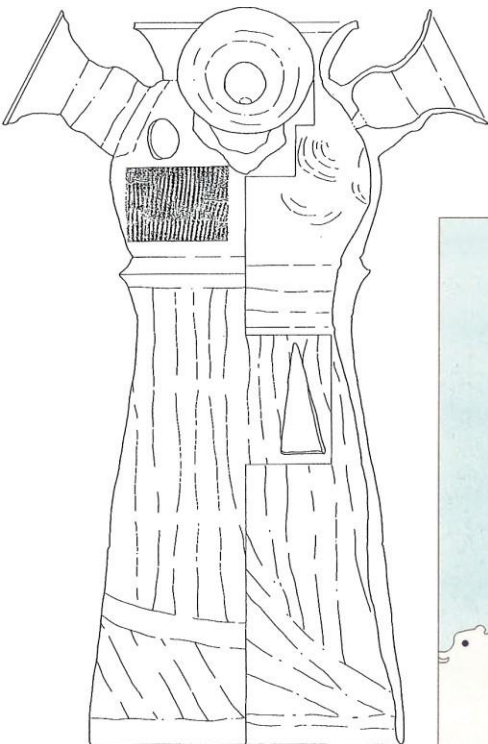
大庭向山古墳の墳丘想定図と市史跡指定範囲



古墳時代後期における出雲東部の首長墳



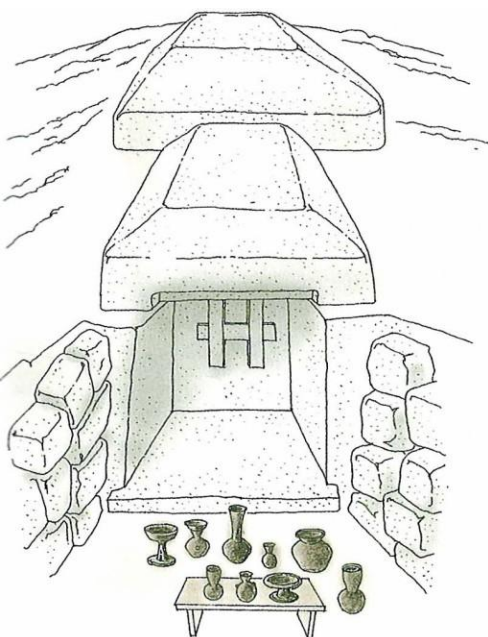
大庭向山古墳の石棺式石室



大庭向山古墳出土出雲型子持壺



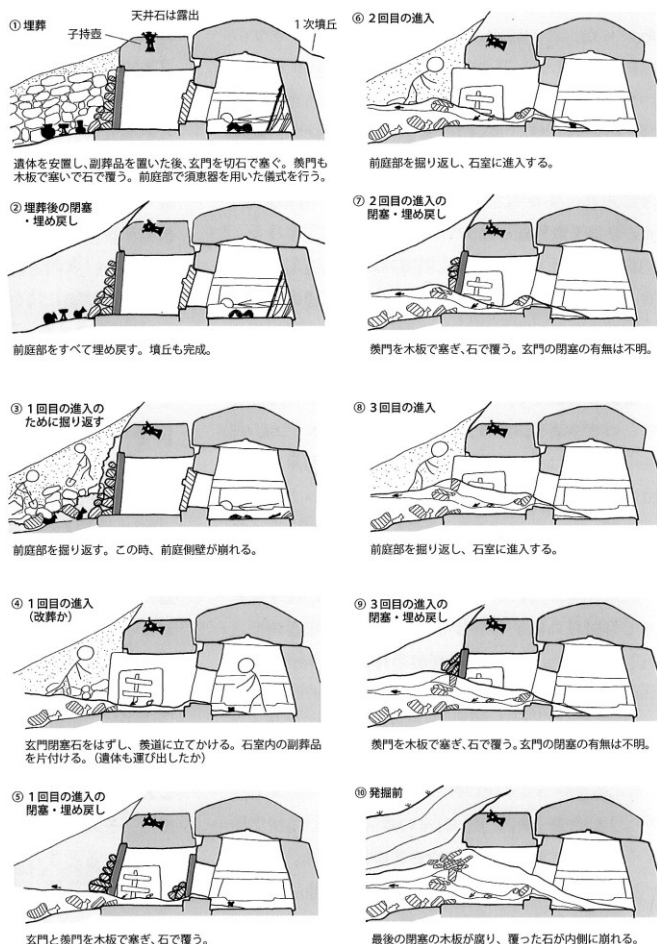
出雲型子持壺の分布と特徴



前庭部での祭祀の復元案



石室背面側墳丘盛土下出土遺物



埋葬後の石室への複数回の侵入行為



前庭部で出土した初葬段階の須恵器



大庭向山古墳で出土した銀装の馬具・武器